

改正案	現行
<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百八十五条の七第一項、第二項、第四項から第八項まで及び第十項から第十</u><u>五項までの決定（同法第百八十五条の八第六項又は第七項の規定</u><u>による変更後のものを含む。）</u>により納付を命じた課徴金及び同法第百八十五条の十四第二項の規定により徴収する延滞金</p> <p>八 （略）</p>	<p>（罰金等に類する適用除外の徴収金）</p> <p>第三条 法第三条第一項第一号に規定する政令で定める徴収金は、次に掲げる徴収金とする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第百八十五条の七第一項から第五項までの決定（同法第百八十五条の八第六項</u><u>又は第七項の規定による変更後のものを含む。）</u>により納付を命じた課徴金及び同法第百八十五条の十四第二項の規定により徴収する延滞金</p> <p>八 （略）</p>